

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 有我工業所
北海道空知郡上富良野町中町3-2-1

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 4 年 4 月 20 日～令和 4 年 8 月 19 日（4ヵ月）
全区域(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域)

3 指名停止理由

株式会社 有我工業所の代表取締役が、北海道南富良野町発注の工事に関し、南富良野町長から仲介役を通して得た入札情報をもって不正に落札したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の容疑で北海道警察に逮捕された。

また同社の代表取締役は、上記の事件で入札情報を得た見返りに、南富良野町長に対し現金を渡したとして、令和4年3月7日、贈賄の容疑で北海道警察に再逮捕された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内